建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程の一部を改正する告示案 に関する意見募集について

令和6年2月20日 国土交通省 不動産・建設経済局

国土交通省では、建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程(以下、「規程」と 総称します。)に基づく建設コンサルタント及び地質調査業の登録において、申請者の利便性向 上・手続合理化の観点から、規程の一部改正を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆さまの御意見を募集いたします。お寄せいただい た御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程の一部を改正する告示(案)

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口 (e-Gov) (https://www.e-gov.go.jp/) の「パブリックコメント (意見募集中案件一覧)」に掲載するほか、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課において資料を配付します。

3. 意見募集期間

令和6年2月20日(火)から令和6年3月5日(火)まで(必着)

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称及び所在地)並びに連絡先(電話番号又はメールアドレス)を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、ご了承願います。

①電子メールの場合(テキスト形式でお願い致します。)

電子メールアドレス: aoki-t845v@mlit.go.jp

②FAXの場合

FAX番号 03-5253-1555

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室 意見募集担当 あて

③郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名(法人又は団体の場合は名称)については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室 意見募集担当

電話番号 03-5253-8282

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室 意見募集担当 あて

建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程の一部を改正する告示(案) に対する意見

- 1. 氏 名
- 2. 住 所
- 3. 電話番号
- 4. 電子メールアドレス
- 5. 意 見(該当箇所)

(意 見)